

# 高速道路株式会社の設立委員

## 東日本高速道路株式会社設立委員

浅野史郎	宮城県知事
石川嘉延	静岡県知事
岩村敬	国土交通事務次官
奥田碩	(社)日本経済団体連合会会長
小枝至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
近藤剛	日本道路公団総裁
勢山廣直	(株)東管取締役社長
藤井彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
細川興一	財務事務次官
幕田圭一	(社)東北経済連合会会長
南山英雄	北海道経済連合会会長
宮崎礼壹	内閣法制次長
森下洋一	社会資本整備審議会会長
八木重二郎	新日本製鐵(株)取締役
山口信夫	日本商工会議所会頭

(以上15名、アイウエオ順)

## 首都高速道路株式会社設立委員

石原	慎太郎	東京都知事
岩村	敬	国土交通事務次官
上田	清司	埼玉県知事
奥田	碩	(社)日本経済団体連合会会長
小枝	至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
勢山	廣直	(株)東管取締役社長
中田	宏	横浜市長
橋本	鋼太郎	首都高速道路公団理事長
長谷川	康司	トヨフジ海運(株)取締役社長
藤井	彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
細川	興一	財務事務次官
宮崎	礼壹	内閣法制次長
森下	洋一	社会資本整備審議会会長
山口	信夫	日本商工会議所会頭

(以上14名、アイウエオ順)

## 中日本高速道路株式会社設立委員

秋山喜久	(社) 関西経済連合会会長
石川嘉延	静岡県知事
岩村敬	国土交通事務次官
奥田碩	(社) 日本経済団体連合会会長
小枝至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
近藤剛	日本道路公団総裁
新木富士雄	北陸経済連合会会長
勢山廣直	(株) 東管取締役社長
谷本正憲	石川県知事
豊田芳年	(社) 中部経済連合会会長
西川一誠	福井県知事
藤井彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
細川興一	財務事務次官
宮崎礼壹	内閣法制次長
森下洋一	社会資本整備審議会会長
山口信夫	日本商工会議所会頭

(以上16名、アイウエオ順)

## 西日本高速道路株式会社設立委員

秋山喜久	(社) 関西経済連合会会長
石田孝	コベルコクレーン(株) 代表取締役社長
岩村敬	国土交通事務次官
太田房江	大阪府知事
奥田碩	(社) 日本経済団体連合会会長
鎌田迪貞	(社) 九州・山口経済連合会会長
小枝至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
近藤耕三	四国経済連合会会長
近藤剛	日本道路公団総裁
新木富士雄	北陸経済連合会会長
勢山廣直	(株) 東管取締役社長
高須司登	中国経済連合会会長
広瀬勝貞	大分県知事
藤井彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
藤田雄山	広島県知事
細川興一	財務事務次官
真鍋武紀	香川県知事
宮崎礼壹	内閣法制次長
森下洋一	社会資本整備審議会会長
山口信夫	日本商工会議所会頭

(以上20名、アイウエオ順)

## 阪神高速道路株式会社設立委員

秋山喜久	(社) 関西経済連合会会長
岩村敬	国土交通事務次官
太田房江	大阪府知事
奥田碩	(社) 日本経済団体連合会会長
木下博夫	阪神高速道路公団理事長
小枝至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
勢山廣直	(株) 東管取締役社長
田中宰	松下電器産業(株) 代表取締役副社長
藤井彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
細川興一	財務事務次官
榊本頼兼	京都市長
宮崎礼壹	内閣法制次長
森下洋一	社会資本整備審議会会長
矢田立郎	神戸市長
山口信夫	日本商工会議所会頭

(以上15名、アイウエオ順)

## 本州四国連絡高速道路株式会社設立委員

秋山喜久	(社) 関西経済連合会会長
井戸敏三	兵庫県知事
岩村敬	国土交通事務次官
奥田碩	(社) 日本経済団体連合会会長
加戸守行	愛媛県知事
小枝至	社会資本整備審議会道路分科会分科会長
近藤耕三	四国経済連合会会長
勢山廣直	(株) 東管取締役社長
高須司登	中国経済連合会会長
藤井彌太郎	国土開発幹線自動車道建設会議会長
細川興一	財務事務次官
堀切民喜	本州四国連絡橋公団総裁
真鍋武紀	香川県知事
宮崎礼壹	内閣法制次長
森下洋一	社会資本整備審議会会長
山口信夫	日本商工会議所会頭

(以上16名、アイウエオ順)

# 高速道路株式会社の設立委員会規則(案)

東日本高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、東日本高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 東日本高速道路株式会社の設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

#### (議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

#### (事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

#### (雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

首都高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、首都高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 首都高速道路株式会社設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

#### (議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

#### (事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

#### (雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

中日本高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、中日本高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 中日本高速道路株式会社の設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

西日本高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百一十号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、西日本高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 西日本高速道路株式会社の設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

阪神高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、阪神高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 阪神高速道路株式会社設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

#### (議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

#### (事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

#### (雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

本州四国連絡高速道路株式会社設立委員会規則（案）

（組織）

第一条 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三条第一項の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、本州四国連絡高速道路株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 本州四国連絡高速道路株式会社の設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

- 一 定款の作成
- 二 供用約款の作成
- 三 創立総会に関する事項
- 四 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営については委員長が指揮する。

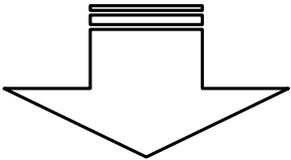
(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

# 道路関係四公団の現状と民営化について

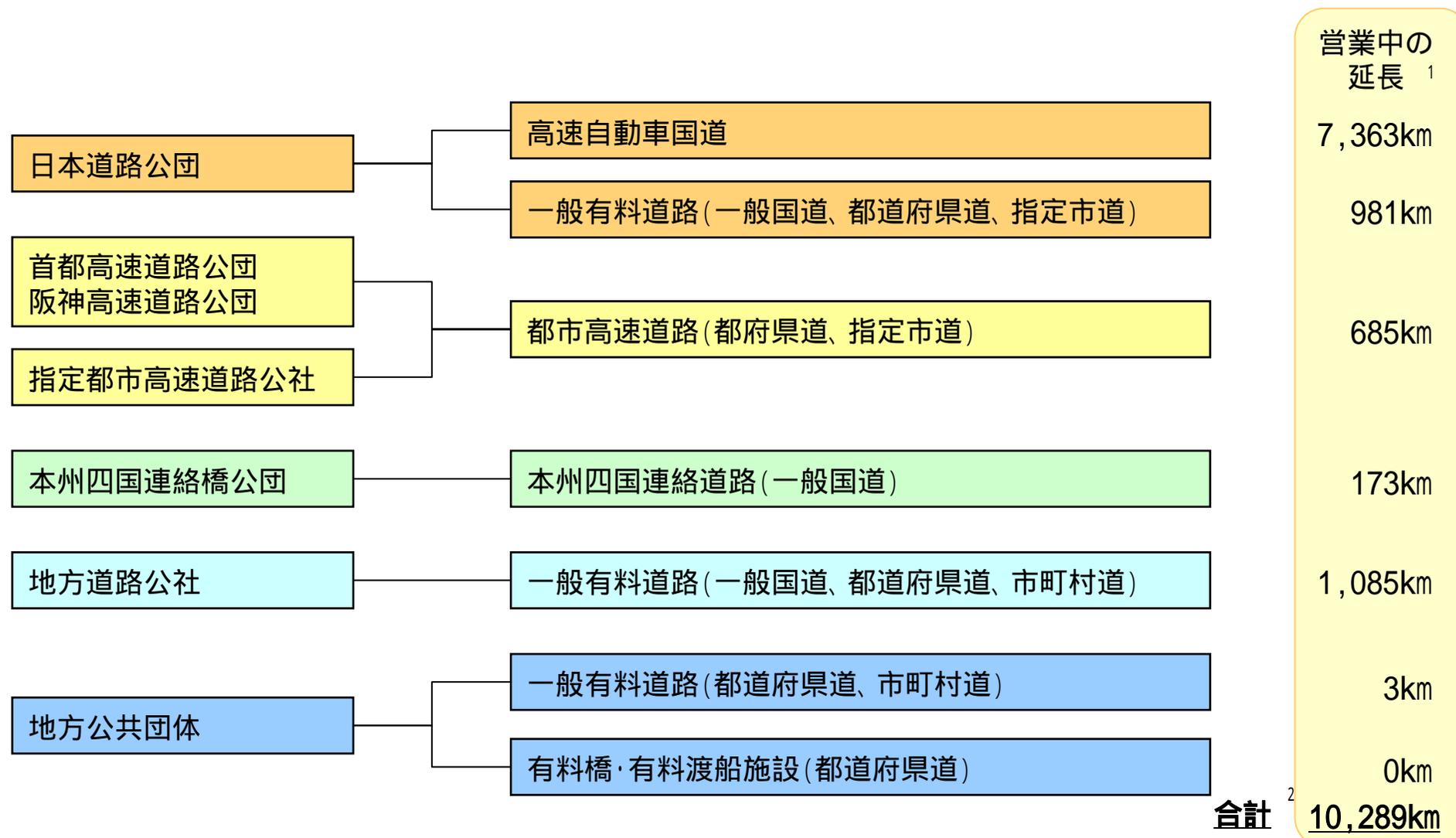
国土交通省道路局

# 1 . 道路関係四公団による高速道路整備の経緯

《年》	《経緯》
S 3 1	道路整備特別措置法制定 日本道路公団法制定(同年 <b>日本道路公団設立</b> )
S 3 2	高速自動車国道法制定
S 3 4	首都高速道路公団法制定(同年 <b>首都高速道路公団設立</b> )
S 3 7	阪神高速道路公団法制定(同年 <b>阪神高速道路公団設立</b> ) 首都高速道路公団、高速1号線(京橋～芝浦:4.5km)を供用
S 3 8	日本道路公団、名神高速道路(栗東IC～尼崎IC:71.1km)を供用
S 3 9	阪神高速道路公団、大阪池田線(土佐堀～湊町:2.3km)を供用
S 4 1	国土開発幹線自動車道建設法制定(7,600km制定) 昭和41年までの予定路線については、各路線建設法で決定
S 4 5	本州四国連絡橋公団法制定(同年 <b>本州四国連絡橋公団設立</b> )
S 5 4	本州四国連絡橋公団、西瀬戸自動車道(大三島IC～伯方島IC:6.8km)を供用
S 6 2	国土開発幹線自動車道建設法改正(11,520km制定)
	
H 1 6	道路関係四公団民営化関係4法制定

## 2 . 事業主体及び整備状況

我が国の有料道路事業は、整備する有料道路の機能や性格等に応じて、以下のような分担のもとに事業を推進



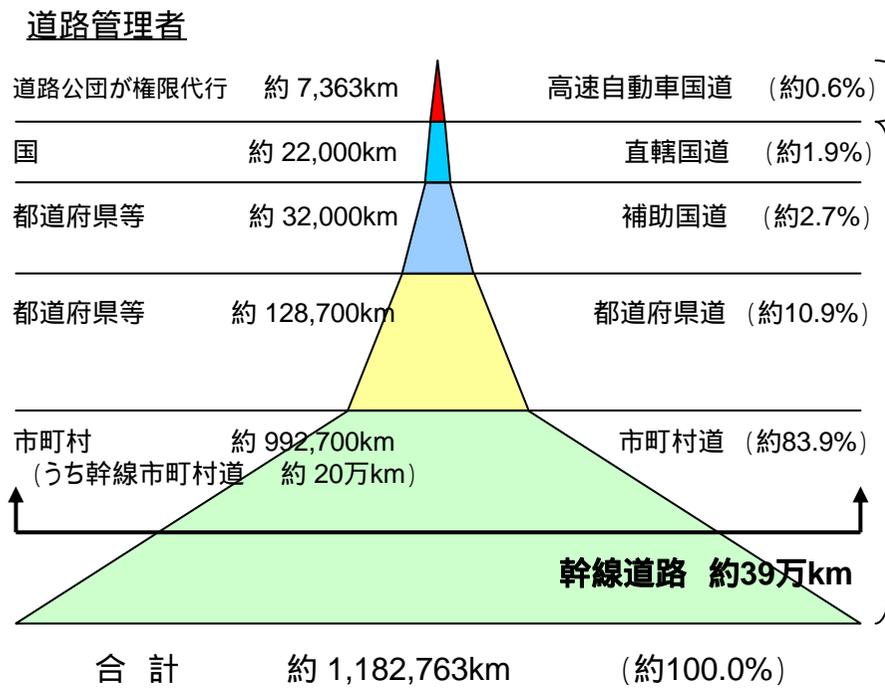
営業中の  
延長<sup>1</sup>

1 延長は、平成17年4月1日現在  
2 端数処理により合計は合わない

# 3 . 高速道路の役割

高速道路ネットワークの整備は、有料道路制度により促進され、我が国経済の発展にも大きく寄与

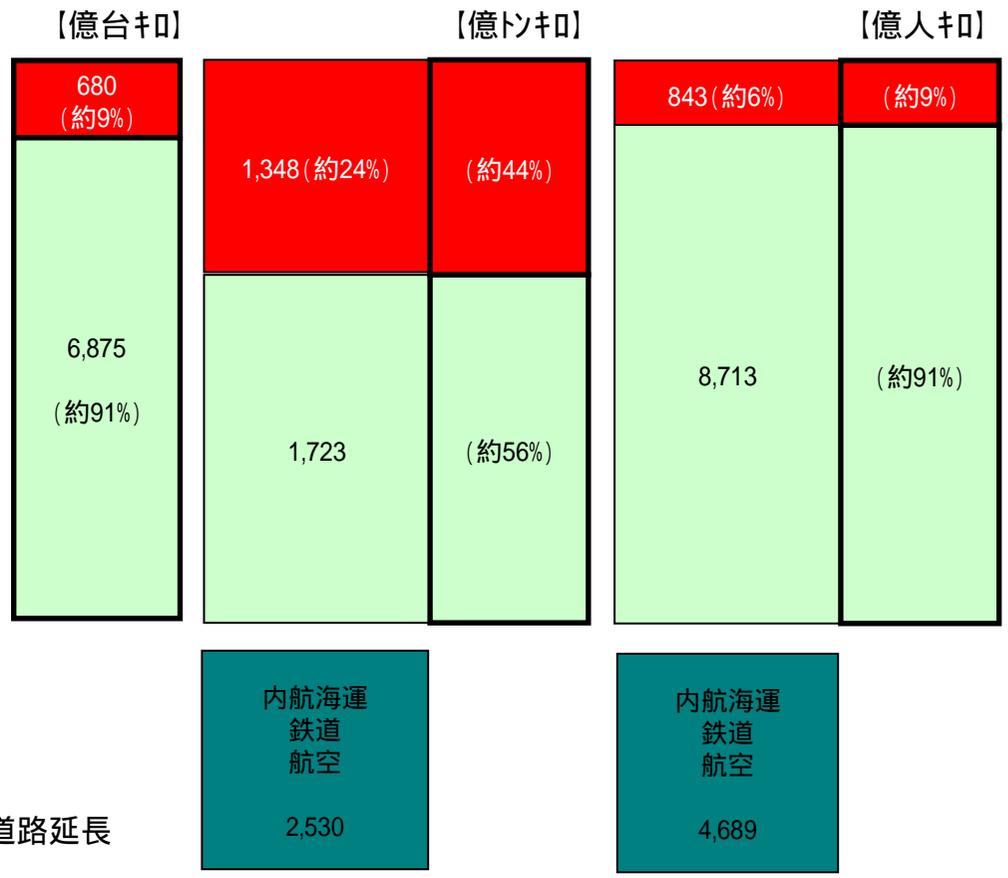
## 道路の体系と高速自動車国道の役割



### 走行台キロ

### 国内貨物輸送量

### 国内旅客輸送量



高速自動車国道延長については、平成17年4月1日現在。他の道路延長については平成15年4月1日現在。  
 走行台キロデータについては、平成15年度数値。  
 国内貨物輸送量及び国内旅客輸送量については、平成11年度数値。

# 4 . 高速道路の利用に関する道路交通の課題とその対応

## ミッシングリンクの存在

- ・利用したくともそもそも近くに高速道路がない
- ・高速道路はあるが繋がっていないため利用しにくい

## 長いインターチェンジ間隔の存在

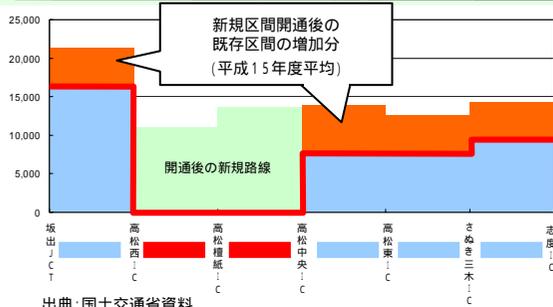
- ・平均IC間隔の国際比較  
アメリカ(5km(無料))、ドイツ(7km(無料))  
イギリス(4km(無料))、  
フランス(10km(有料)・5km(無料))  
日本(10km(有料))

## 有料道路の料金の割高感が大きい路線の存在

- ・1kmあたり平均通行料金の国際比較  
アメリカ、ドイツ、イギリス(0円)、  
フランス(8円)、日本(24.6円)

### ミッシングリンクの解消

途切れたネットワークを繋げることにより、高速道路の使い勝手を向上。



高松自動車道全線開通による交通量の変化

### 追加ICの整備

建設・管理コストの削減が可能なスマートIC (ETC専用のIC) を活用し、追加ICの整備を促進。



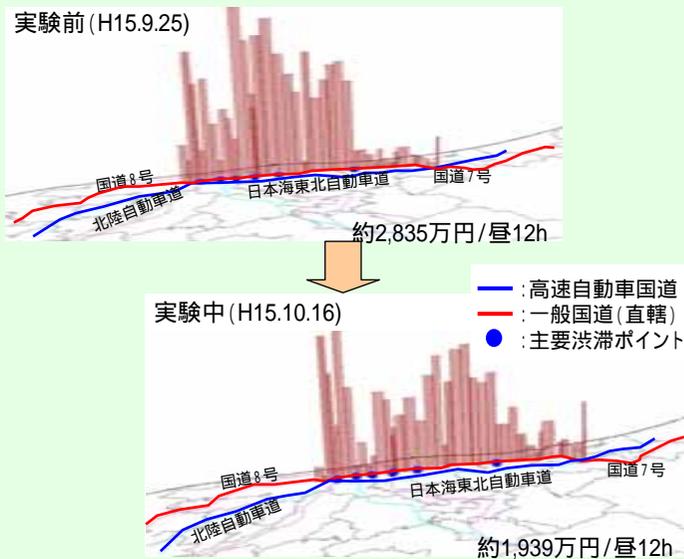
SA・PAに接続するスマートIC社会実験



従来の有料道路ICとスマートICのイメージ

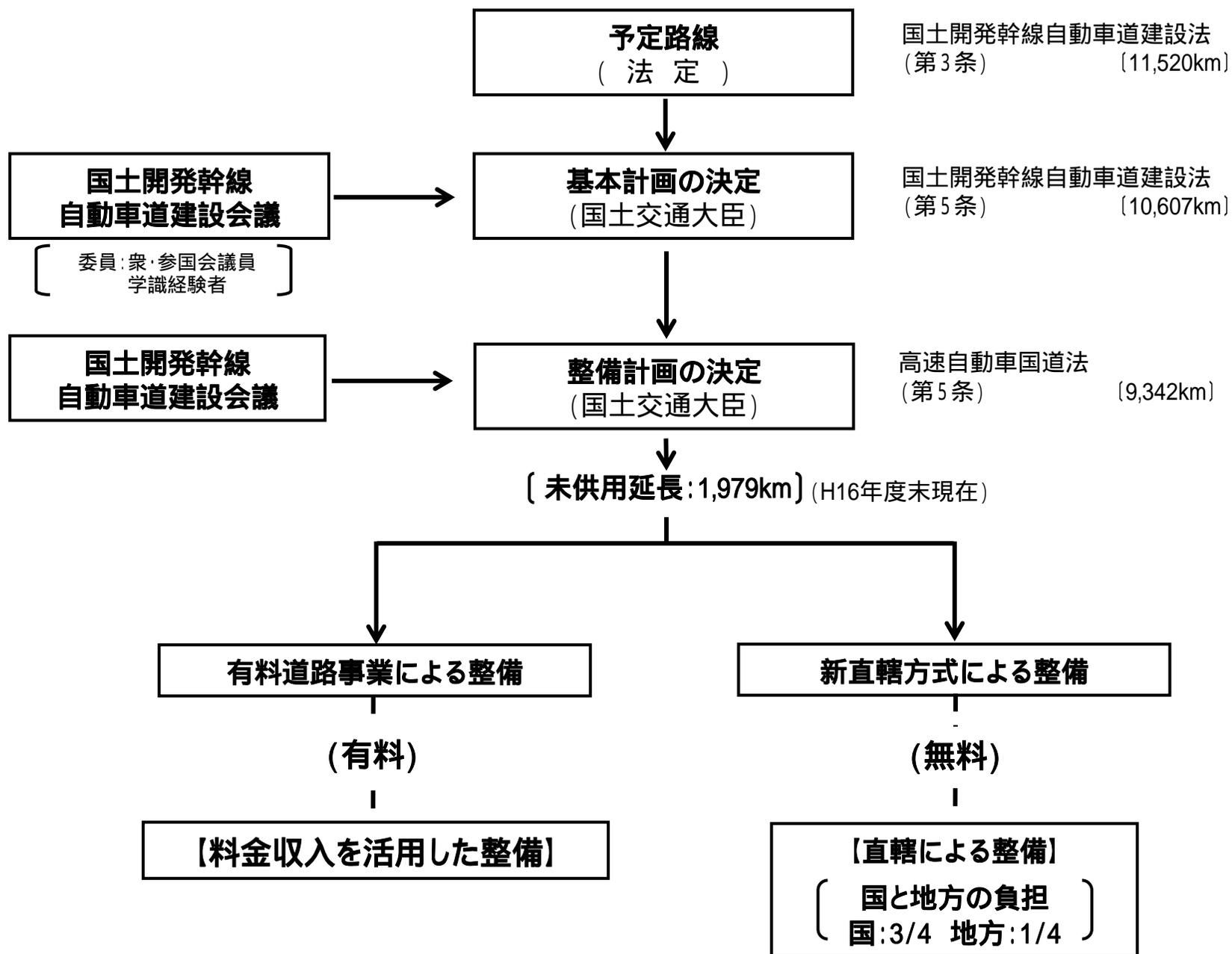
### 多様で弾力的な料金施策

高速道路の料金の割引により、並行する一般道路の渋滞が緩和されるとともにCO2も削減

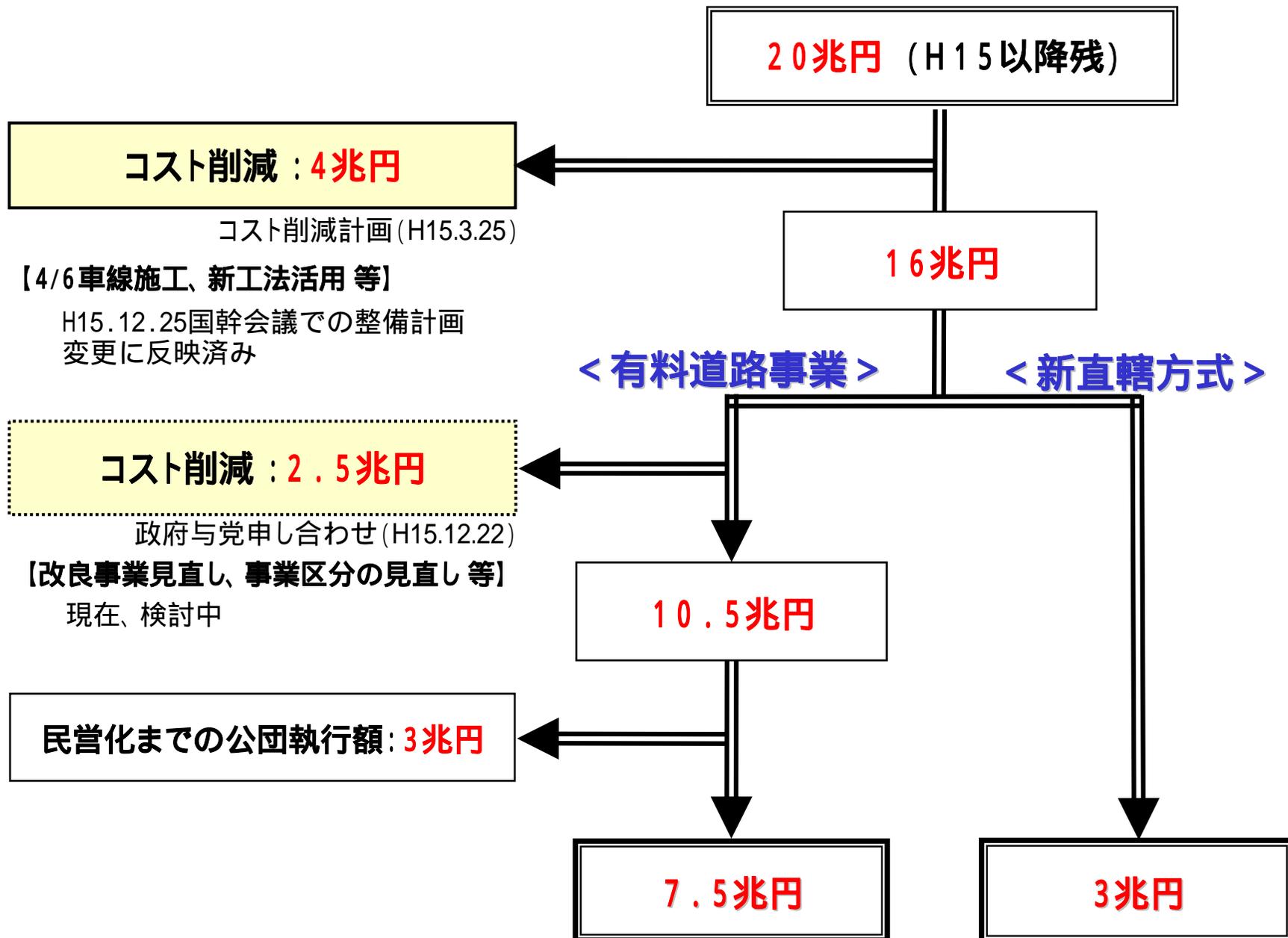


新潟市周辺 日本海東北自動車道(日東道)等における料金社会実験

# 5 . 高速自動車国道の整備について



## 6 . 高速自動車国道の建設コスト削減



# 7. 道路関係四公団民営化に関するこれまでの経緯

## <平成13年>

12月19日 「**特殊法人等整理合理化計画**」を閣議決定

「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、四公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については・・・、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。」

「新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。」

## <平成14年>

6月7日 **道路関係四公団民営化推進委員会設置法成立** 第1回 道路関係四公団民営化推進委員会 6月24日開催

12月6日 **道路関係四公団民営化推進委員会、総理に意見書を提出**

12月17日 「**道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について**」を閣議決定

「政府は、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、・・・必要に応じ与党とも協議しながら、・・・改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。」

## <平成15年>

2月4日 「**本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案**」及び「**高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案**」を閣議決定、通常国会提出 両法律とも4月25日成立、5月12日施行

3月25日 **第3回 道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会**  
道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項について  
1. コスト削減計画の策定 2. 関連法人の抜本的見直し 3. 公団における民間経営ノウハウの導入

12月22日 **第5回 道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会**  
道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（政府・与党申し合わせ）

## <平成16年>

3月9日 **道路関係四公団民営化関係4法案を閣議決定、通常国会提出** 4法律とも6月2日成立、6月9日公布・一部施行

- ・ 高速道路株式会社法案
- ・ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案
- ・ 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案
- ・ 日本道路公団等民営化関係法施行法案

# 8 . 道路関係四公団民営化の枠組みの概要

## 民営化の目的

約40兆円に上る有利子債務を確実に返済

真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担で建設

民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供

### < 道路関係四公団民営化関係4法 >

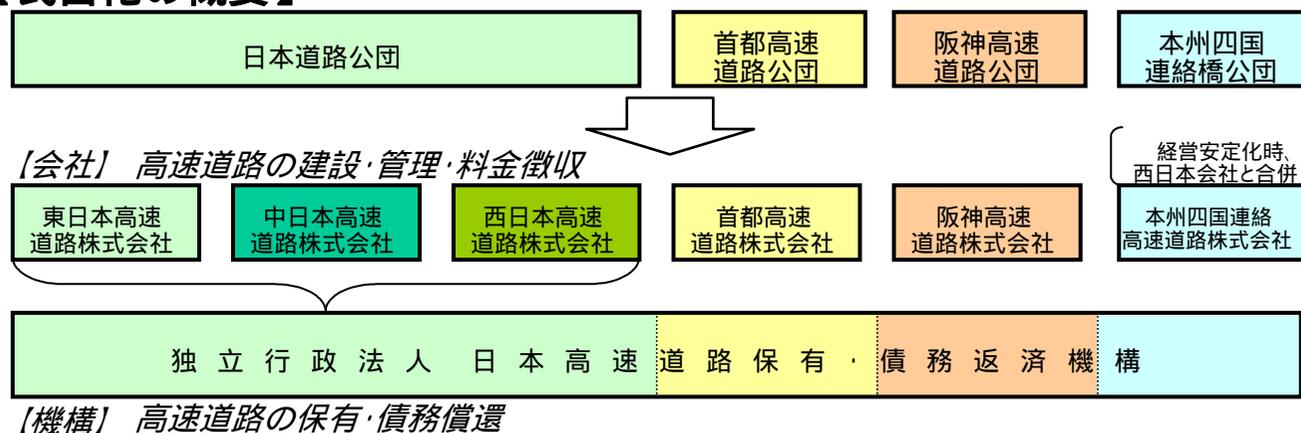
高速道路株式会社法（会社法）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（機構法）

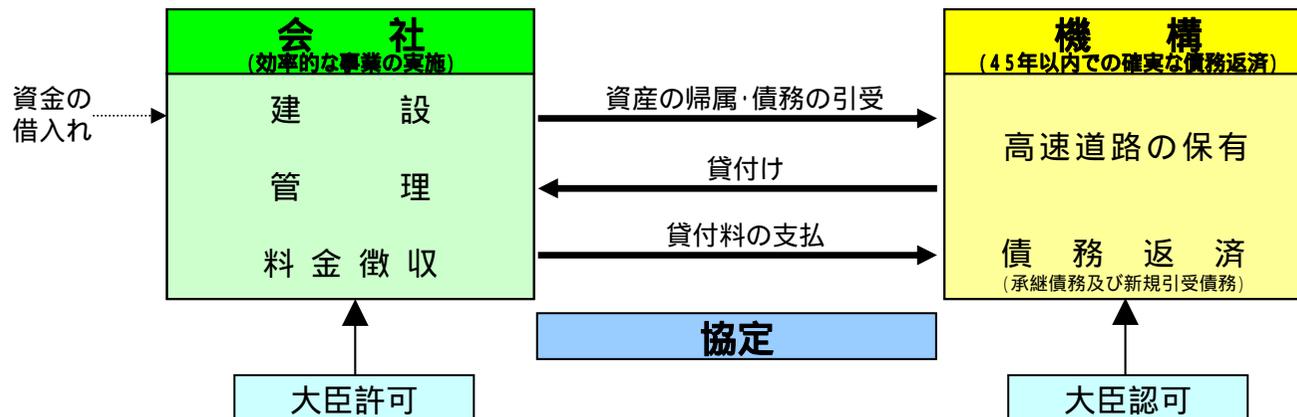
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（整備法）

日本道路公団等民営化関係法施行法（施行法）

### 【民営化の概要】



### 【会社と機構による高速道路事業の実施スキーム】

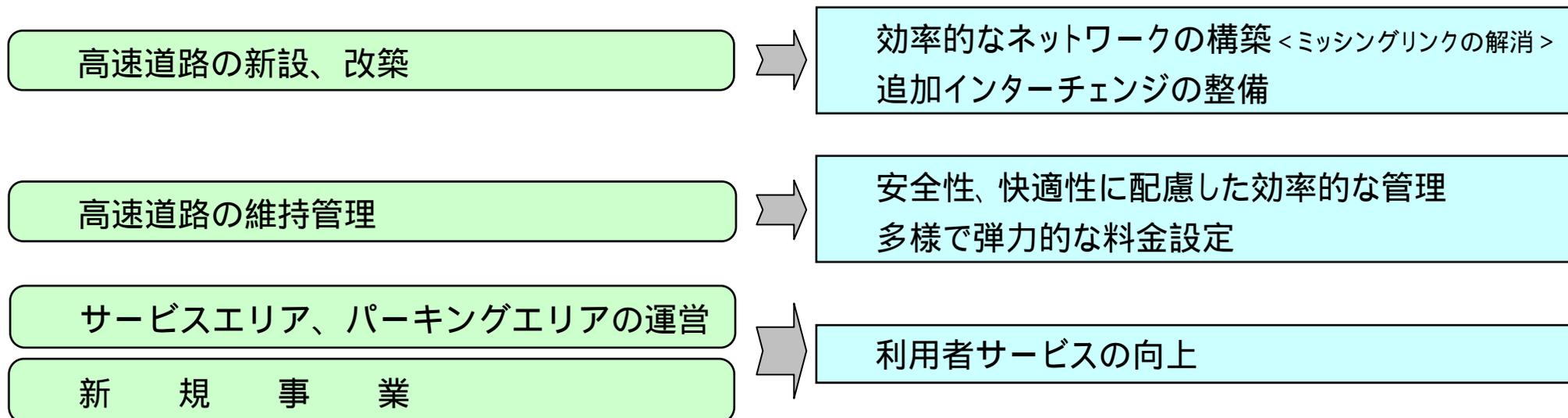


# 9 . 高速道路株式会社の概要

## 1. 会社の目的

高速道路株式会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする  
(高速道路株式会社法第1条)

## 2. 会社の主たる業務



## 3. 会社の業務運営の自主性の向上

- 事前届出により、新規事業の展開が可能
- 社債及び長期借入金に関する大臣認可など、業務運営に係る国の関与は最小限に

# (参考) JH系の各会社が高速道路事業を営む高速道路(案)



注) 高速道路株式会社法第5条第2項の規定に従い、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の東日本会社が事業を営む高速道路、福井県及び滋賀県の区域内の中日本会社が事業を営む高速道路について、近々、国土交通大臣が指定する予定

# 日本道路公団の現状と 民営化会社3社の経営方針

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

# . 日本道路公団の現状

---

## - 1 . 日本道路公団の概要

---

主たる事業は、高速道路及び一般有料道路の建設・管理

設 立 昭和31年4月16日

資本金 2兆2,849億円 (政府出資金)

職員数 8,081人 (平成17年度定員)

組 織 本社、支社等(13)、事務所等(172)

### 事業内容

有料道路(高速道路及び一般有料道路)の建設・管理

有料自動車駐車場の建設・管理

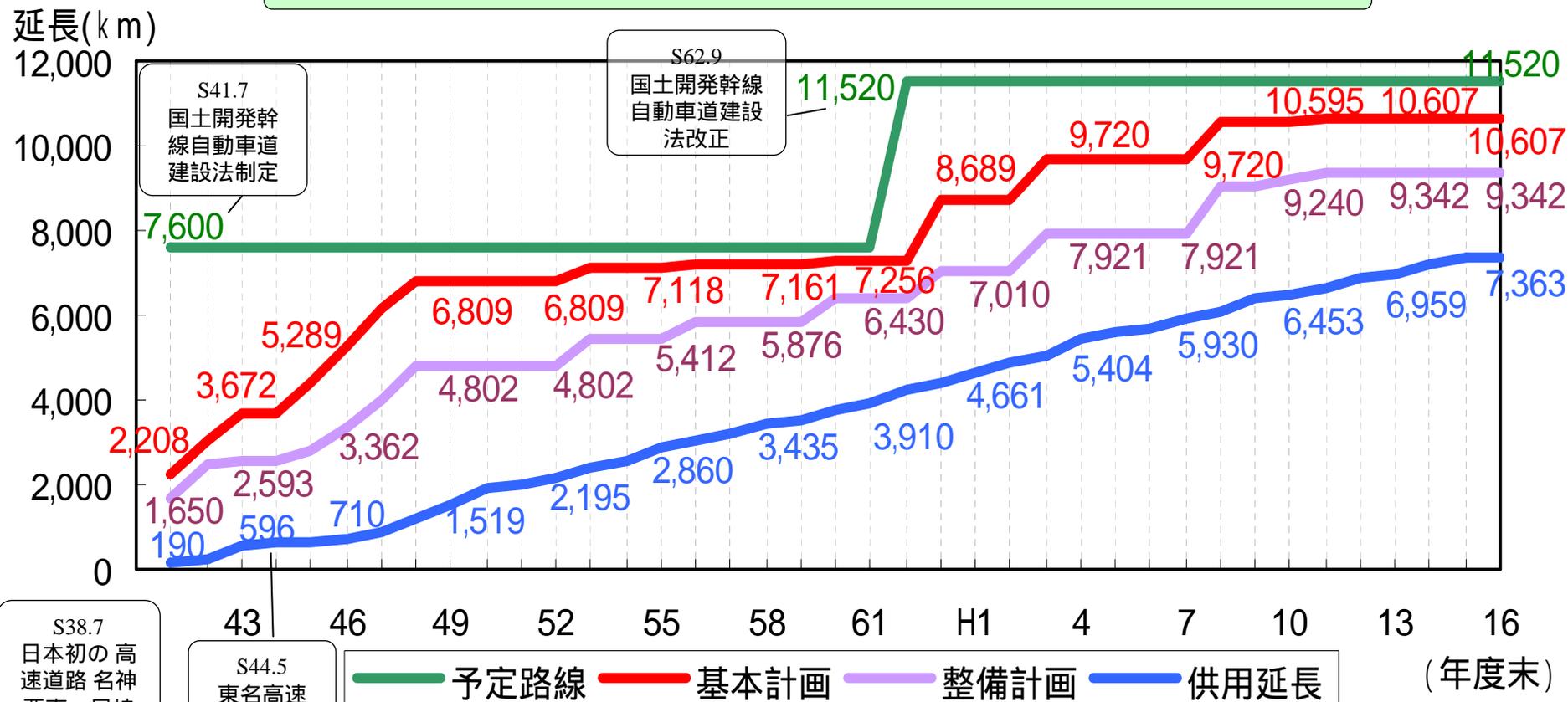
高速道路における休憩所、給油所、その他の施設の建設・管理

高速道路関連施設(トラックターミナルなど)の建設・管理



## - 2 . 高速道路ネットワーク整備の推移

順調に整備を進め、7000kmを超える区間を供用



S38.7  
日本初の  
高速道路 名神  
栗東～尼崎  
開通

S44.5  
東名高速  
道路全通

— 予定路線 — 基本計画 — 整備計画 — 供用延長

(年度末)

名神・東名 建設時代

高速道路の事業展開

交流ネットワーク構想(四全総)の推進

縦貫道建設時代

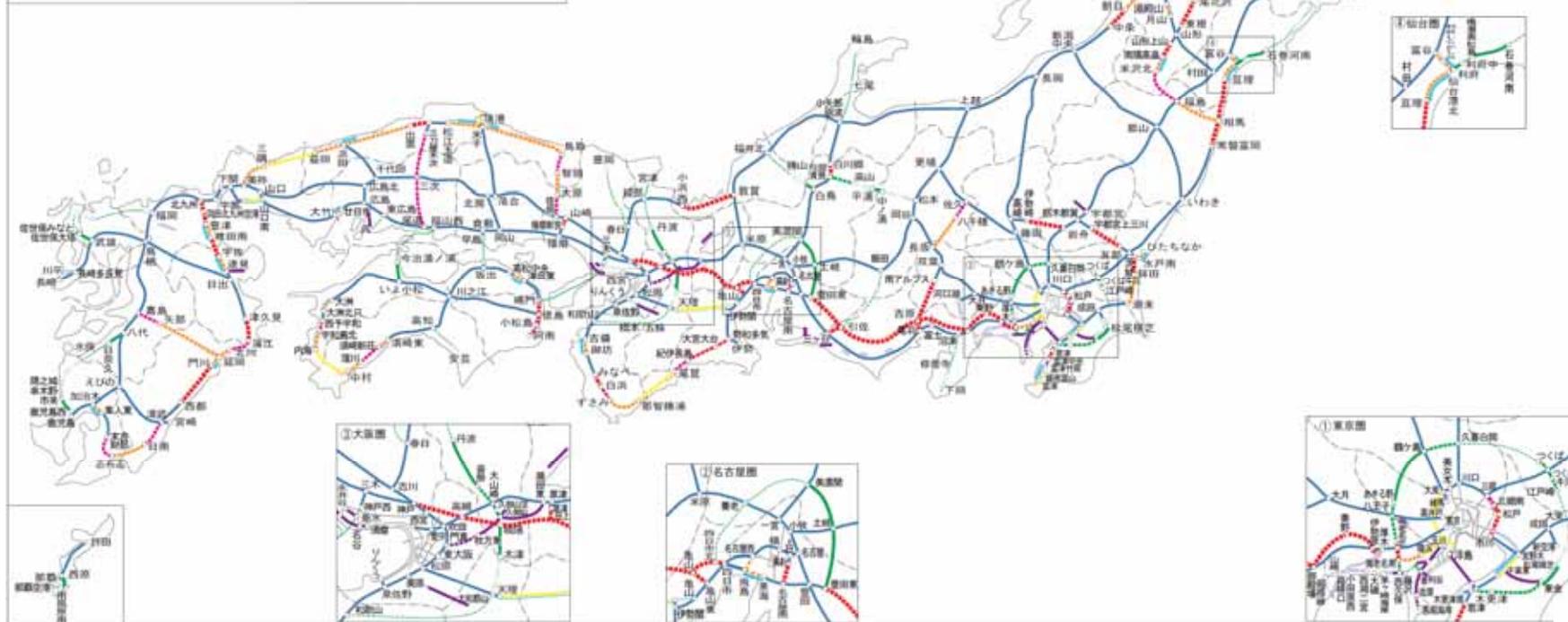


# - 3 . ネットワーク整備状況



	高速道路	一般有料道路
開通延長	7,363 km	980.6 km
建設中延長	1,280 km (その他に新直轄区間699km)	181.6 km

平成17年4月1日現在



平成17年4月1日



## - 4 . 日本道路公団の事業状況

### 道路営業状況 (平成15年度実績)

**収入** 2兆1,037 億円

(料金収入、道路占用料、受託業務収入等)

**通行台数** 615 万台 / 日

**管理費** 4,135 億円

(道路管理費、一般管理費等)

【参考】 管理コスト(改良費等を含む)については、平成17年度に対14年度事業費3割削減を達成します。  
(平成14年度予算6,293億円 平成17年度予算(平成15年度以降新規供用分を除く)4,405億円)

ETC利用率: 41.6% (平成17年5月13日~19日平均 速報値)  
平成18年春の70%に向け、利用促進に取り組んでいます。

### 道路建設の状況

**道路建設費** 8,350 億円

(10月以降も引続き公団として事業を実施した場合の平成17年度年間見込み)

【参考】 建設コストについては、平成15年度以降残事業費予定額21.1兆円のうち、6.4兆円の削減に向け取り組んでいます。

### SA・PA事業の状況 (平成15年度実績)

**総売上高** 3,498 億円

(全国530箇所のSA・PAにおける総売上高)

**営業収入** 670 億円

(JH直営、財団法人道路サービス機構・ハイウェイ交流センター - のSA・PA事業の収入)



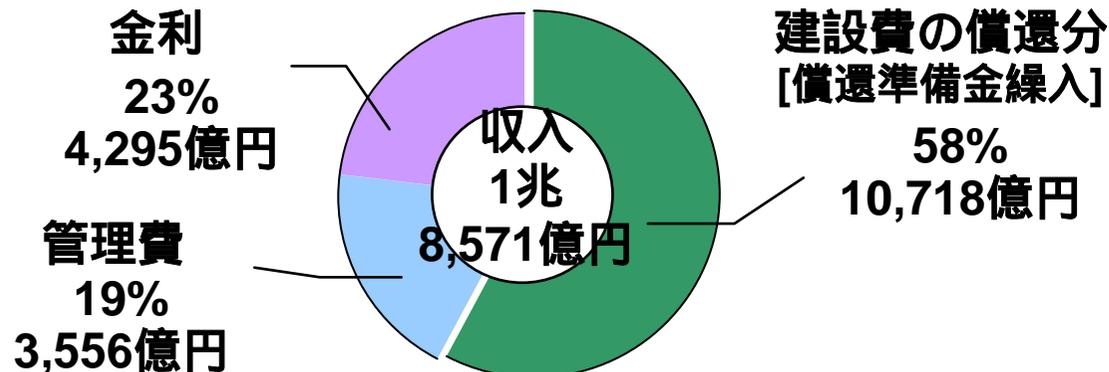
## - 5 . 営業中高速道路の収支状況

借入金の返済は、着実に進んでいます。

**収支率：42**

収入に対する費用  
(管理費 + 金利)の割合

### 収入・支出の内訳(平成15年度)

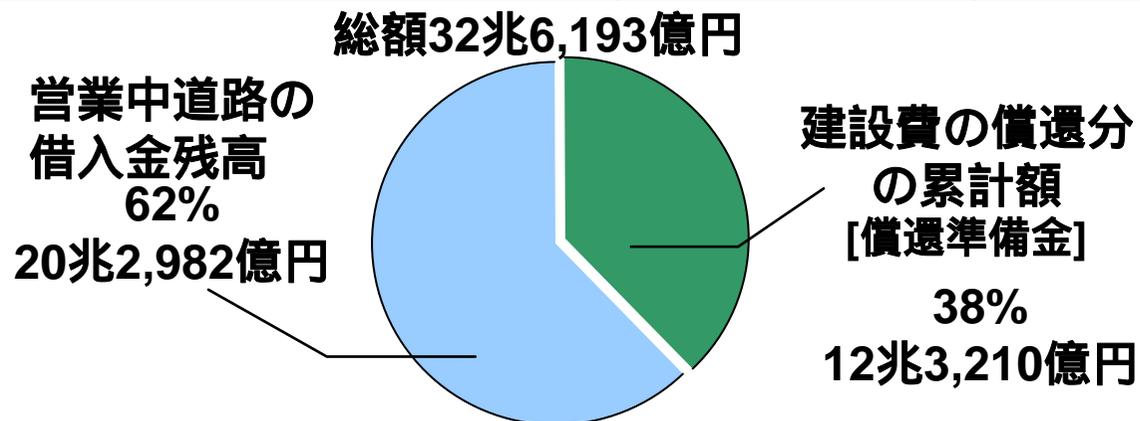


収入には、料金収入のほか占用料等の収入も含まれます。

**償還率：38%**

償還対象額に対する  
償還準備金の割合

### 借入金の償還状況(平成15年度末)



上記の他に、工事中高速道路の借入金残高や一般有料道路の借入金残高等があり、日本道路公団の有利子負債残高は、27兆8,171億円(平成15年度末)となっています。



# . 民営化会社3社の経営方針

---

# - 1 . 使命及び基本方針

## 使命

高速道路を通じ、地域社会の発展と暮らしの向上、さらに広く日本経済全体の活性化に貢献します。

高速道路の営業・維持管理

高速道路の建設

経営資源を活用した関連事業(SA・PA等)

地域社会の  
発展

暮らしの  
向上

日本経済全体  
の活性化

## 基本方針

日本道路公団がこれまで果たしてきた役割を承継し、安全で安心できる高速道路を良好に管理するとともに、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築します。

SA・PA事業、新たな事業の展開により、お客様の利便性の向上を図るとともに、地域経済の発展に寄与します。

公正・透明な経営を通じ、効率性を追求し、信頼性の向上に努めます。



## - 2. 事業別方針 ~ 高速道路管理事業 ~

安全でより使いやすい高速道路を目指し、お客様に満足していただけるサービスをお届けします。

いつもお客様に安全と快適を実感していただけるよう、良好で適切な管理を実施します。

きめ細やかな情報提供や、事故・災害発生時におけるサポートの充実など、目的地まで安心してご利用いただけるサービスを目指します。

ETCレーン24時間専用運用の拡充など、利用促進や渋滞解消に向けたさらなる取り組みを実施します。

更新時代に対応した、効率的な高速道路管理に取り組みます。

### 【取組みのイメージ】

#### 安全・快適な走行環境の確保



従来舗装

高機能舗装

#### ETC利用促進



## -3.事業別方針 ~ 高速道路建設事業 ~

### 信頼性の高い高速道路ネットワークを構築します。

地域の発展と暮らしの向上に貢献する高速道路ネットワークを計画的かつ重点的に整備します。

地域と連携して信頼を築きながら、安全で快適な高速道路を構築します。

環境に配慮した高速道路を整備します。

合理的で明確な判断のもと事業を実施します。

コスト意識を高め効率的に事業を実施します。

#### 【取組みのイメージ】

ネットワークの整備、機能向上



環境への配慮



## - 4. 事業別方針 ~ 関連事業 ~

SA・PAにおいて、サービス水準の向上と多機能化を図り、売上高、収益性を向上させます。

お客様のニーズに応え、ご満足いただける多様なサービスを提供します。

地域特性を活かしたサービスを展開します。

SA・PAでの快適さを追求します。

**新規事業分野を開拓し、事業機会を創造します。**

高速道路の潜在的なお客様・社会のニーズを踏まえた新たな事業や、技術とノウハウを活かした道路事業の受託など、事業機会の拡大を図ります。

### 【取組みのイメージ】

お客様のニーズに応えた多様なサービス



地域特性を活かしたサービス

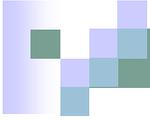


首都高速道路公団の現状と  
民営化会社の経営方針

平成 17 年 5 月

首都高速道路公団





# 1.公団の現状

## ◆首都高速道路公団の沿革・経緯等

○首都高速道路は、戦後の急激な経済復興が進む中で、激化の一途をたどった東京都心部の交通渋滞を解消するために計画された。

この過密な都市内での制約の多い難事業を進めるため、昭和34年、首都高速道路公団が設立され、以来、首都機能を支える大動脈の建設・維持管理に全力で取り組んでいる。

昭和34年 6月17日 首都高速道路公団設立

昭和37年12月20日 首都高速道路公団初の開通(首都高速1号線京橋～芝浦間4.5km)

平成16年 5月26日 埼玉新都心線(与野～新都心間)が開通(総延長283.3Km)

○高速道路料金収入 2,646億円

○交通量 112万台/日

○出資金 7,214億円

国 3,607億円

地方公共団体 3,607億円(東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、千葉県)

○役職員数(平成17年度)

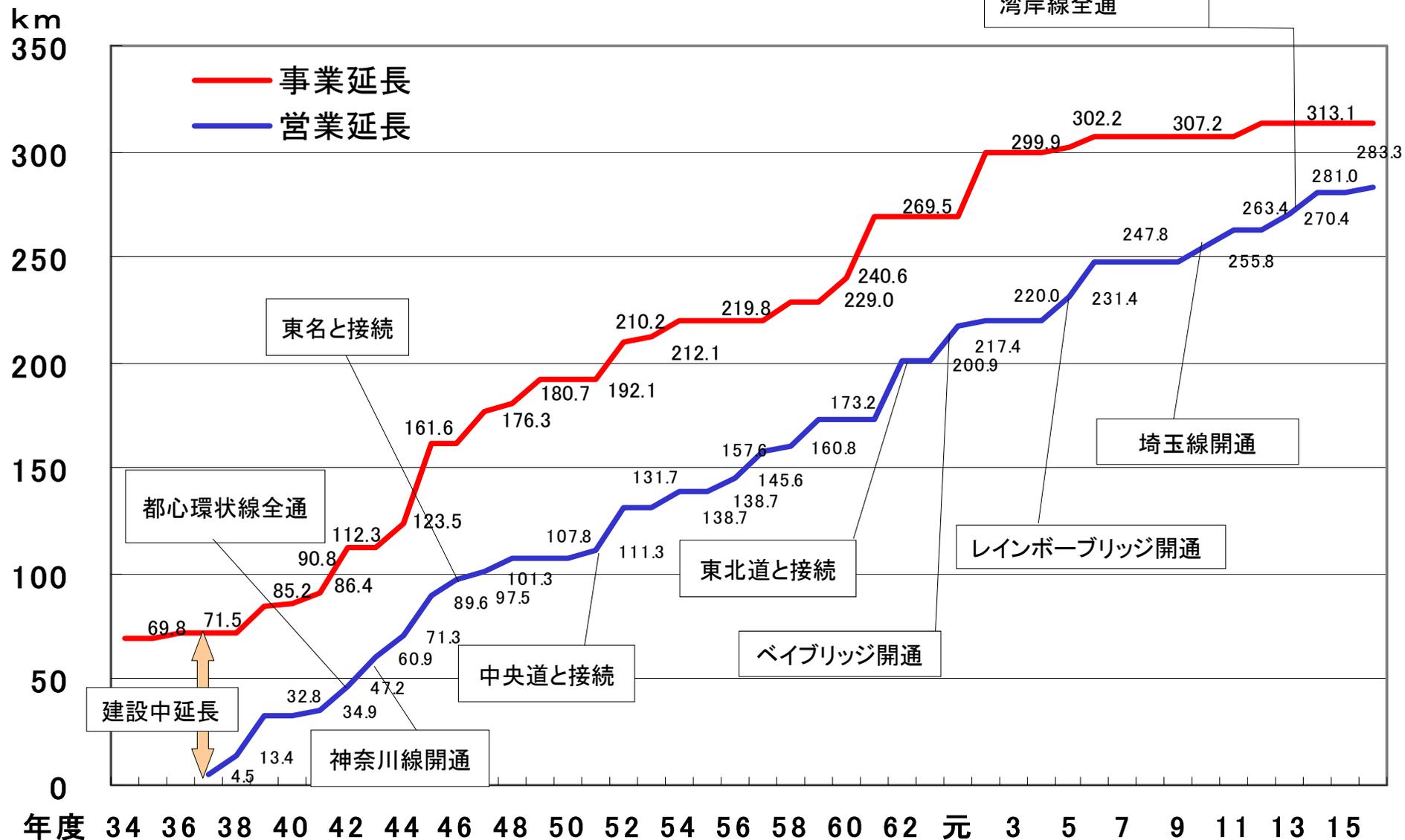
役員 8人

職員 1,256人

※数値は役職員数を除き、平成15年度のもの。

# ◆事業の推移（事業延長・営業延長）

平成17年4月平均利用率43%



# ◆経営状況(平成15年度)

## 営業路線

○延長 283.3Km

○収支状況(道路部門)

・収入 2,661億円(占用料等含む)

・収支率 58.1% \*

\* (管理費+支払利息等) / 収入 × 100

○償還状況

・要償還額 4兆2,030億円

・償還率 27.9%

### 支払利息等

[高速道路に係わる建設、改良に要した借入金の利息等]

(852億円) 32.0%

### 支出内訳

### 償還準備金繰入

[高速道路に係わる建設費の償還分]

(1,115億円) 41.9%

### 要償還額

(4兆2,030億円)

72.1%

### 償還準備金

(償還済額)

[高速道路に係わる建設費の償還分の累計額]

(1兆6,242億) 27.9%

### 一般管理費

[高速道路に係わる人件費、消費納税額等]

(116億円) 4.4%

### 道路管理費

[高速道路に係わる維持補修費等]

(578億円) 21.7%

## 建設中路線

○延長 29.8Km

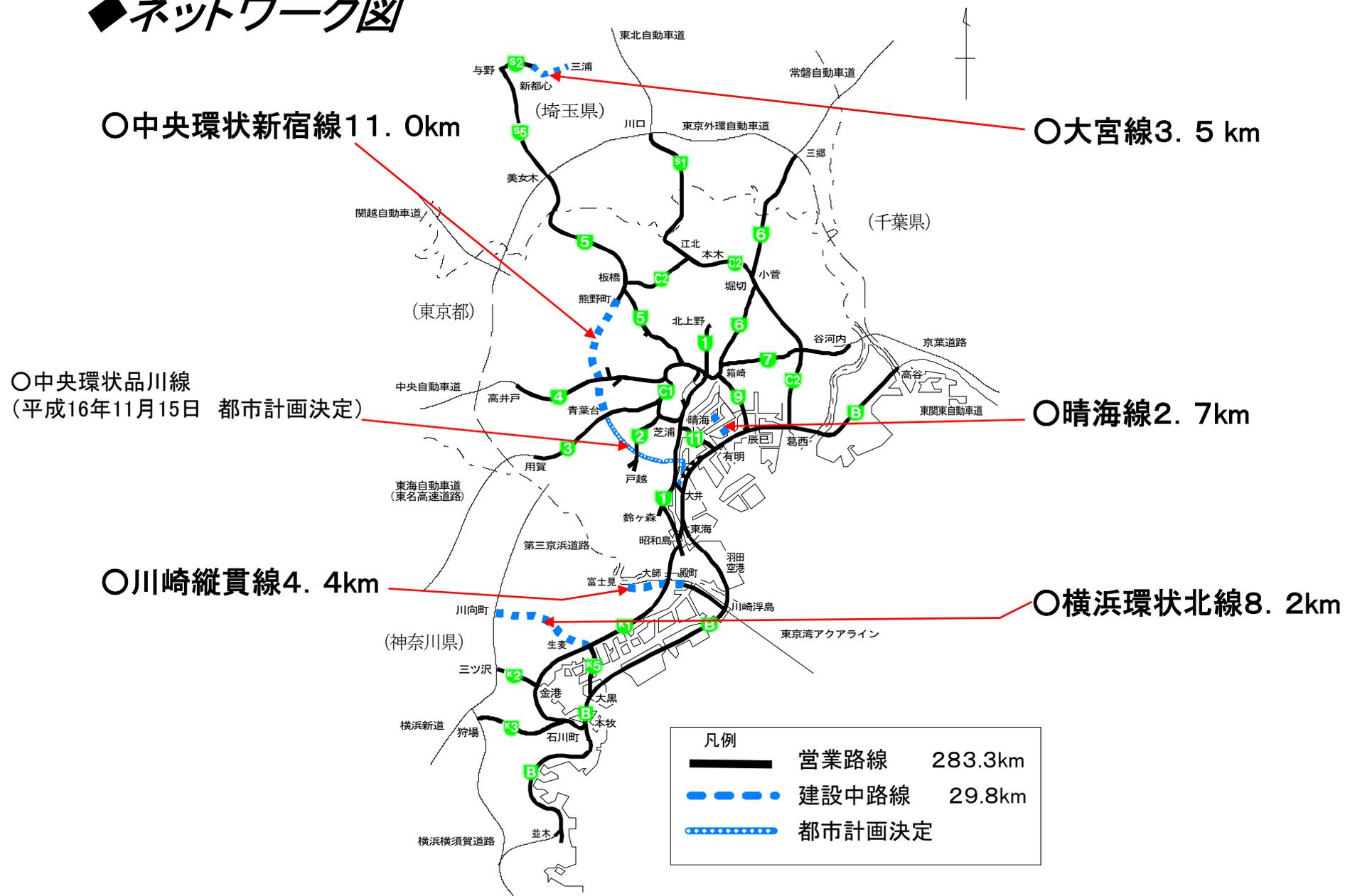
○総建設費

約2兆円

○平成17年度予定額

1,025億円

# ◆ネットワーク図





## 2.新会社の経営方針と課題

### ◆経営理念

#### 基本理念

私たちは、首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献します。

#### 経営方針

##### ●お客様第一

安全と快適を追求し、お客様に満足頂ける質の高いサービスを提供します。

##### ●地域社会との共生

地域の皆様とともに、よりよい環境の実現と地域社会の発展を目指します。

##### ●社会的責任

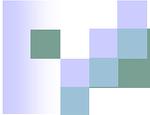
高い倫理観と透明性をもって、お客様、地域の皆様、投資家の皆様との信頼関係を築きます。

##### ●自立する経営

効率的で健全な経営を行い、新しい分野での事業も積極的に展開します。

##### ●活力あふれる職場

社員が自らの力を高め、誇りと達成感を持てる職場をつくります。



## ◆事業別方針

### 高速道路建設事業

#### 【現状と課題】

- 現在建設中の中央環状線等の路線は、渋滞のみならず沿道環境の改善、都市再生を促進するものとして必要不可欠。
- 用地買収、地下埋設物の切り回し、環境対策等の都市内特有の問題が存在。
- 平成15年度以降の残事業費に対して、規格変更等により10%の建設費削減を図る。さらに事業区分の見直し等により、合計で約20%程度の削減を目指す。

#### 【取り組み方針】

- 首都圏の「ひと・まち・くらし」を支える大動脈である首都高速道路ネットワークを着実に整備。
- 中央環状線の整備やボトルネック対策の推進などにより渋滞緩和を図る。特に、中央環状新宿線は、渋滞対策上の重要路線であることから、早期整備を目指す。
- 新規路線や、JCT改良・ボトルネック対策等については、十分に採算性を考慮し、適切な事業分担の下で、早期整備を目指す。



## 高速道路管理事業

### 【現状と課題】

- ネットワークは拡大しているものの、料金収入は平成9年以降2,600億円程度で推移。
- 平成17年4月のETC利用率は、約43%。  
更なる普及促進策を展開。目標は、平成17年9月末に70%、平成18年春に85%。
- 平成17年度には安全性等を確保しつつ管理費を平成14年度と比較して3割削減。
- 日本高速道路保有・債務返済機構との協定に定められた貸付料の確実な支払い。

### 【取り組み方針】

- 利用時間、利用実績等に応じた弾力的な料金設定、割引などを活用し、ETCの更なる利用促進を図り、平成20年度を目標として対距離料金制への移行を目指す。
- お客様第一の考えの下、質の高いサービスを提供するとともに、更なる利用促進に取り組む。
- 管理費を3割削減するとともに、管理コスト削減の管理水準に与える影響を検証しつつ、今後可能な限り経営合理化を推進。

## 収益事業

### 【現状と課題】

- 駐車場事業(58箇所、6,983台) : 新規開業、時間貸し化、施設改修等により積極的な増収対策を図る。
- OPA事業(19箇所、1,042台) : 規模は狭小。お客様の主目的はトイレ利用。早期の黒字転換を目指す。

☆既存事業経営状況(H15年度決算ベース)

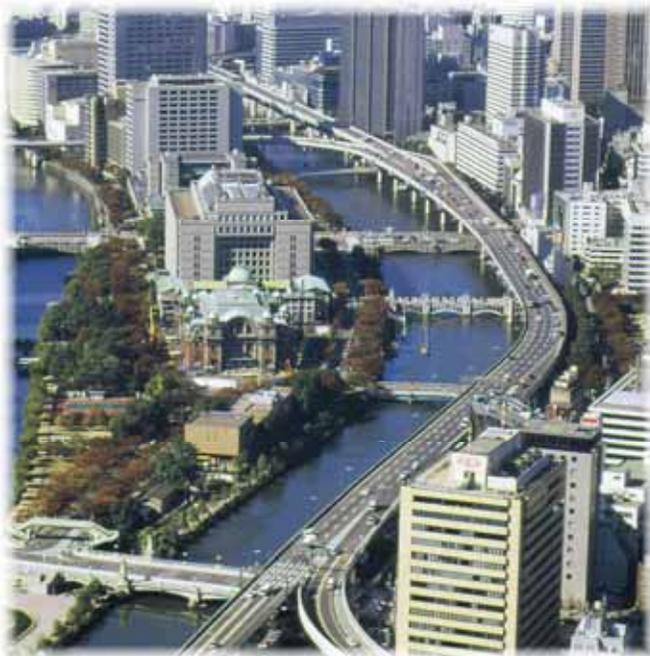
(単位:億円)

	駐車場事業	PA事業	計
収 益	26.0	5.3	31.3
費 用	22.5	6.5	29.0
税引前利益	3.5	▲1.2	2.3

### 【取り組み方針】

- 首都高速道路のお客様のニーズに応える都市型多機能PAへの転換。
- 高架下等の道路空間の有効活用による新規事業の展開(トランクルーム、住宅展示パーク等)。

# 阪神高速道路公団の現状と 民営化会社の経営方針



# (1) 阪神高速道路 公団の現状

---



公団の沿革・経緯等

事業規模の推移

公団の経営状況

事業箇所図

# 公団の沿革・経緯等



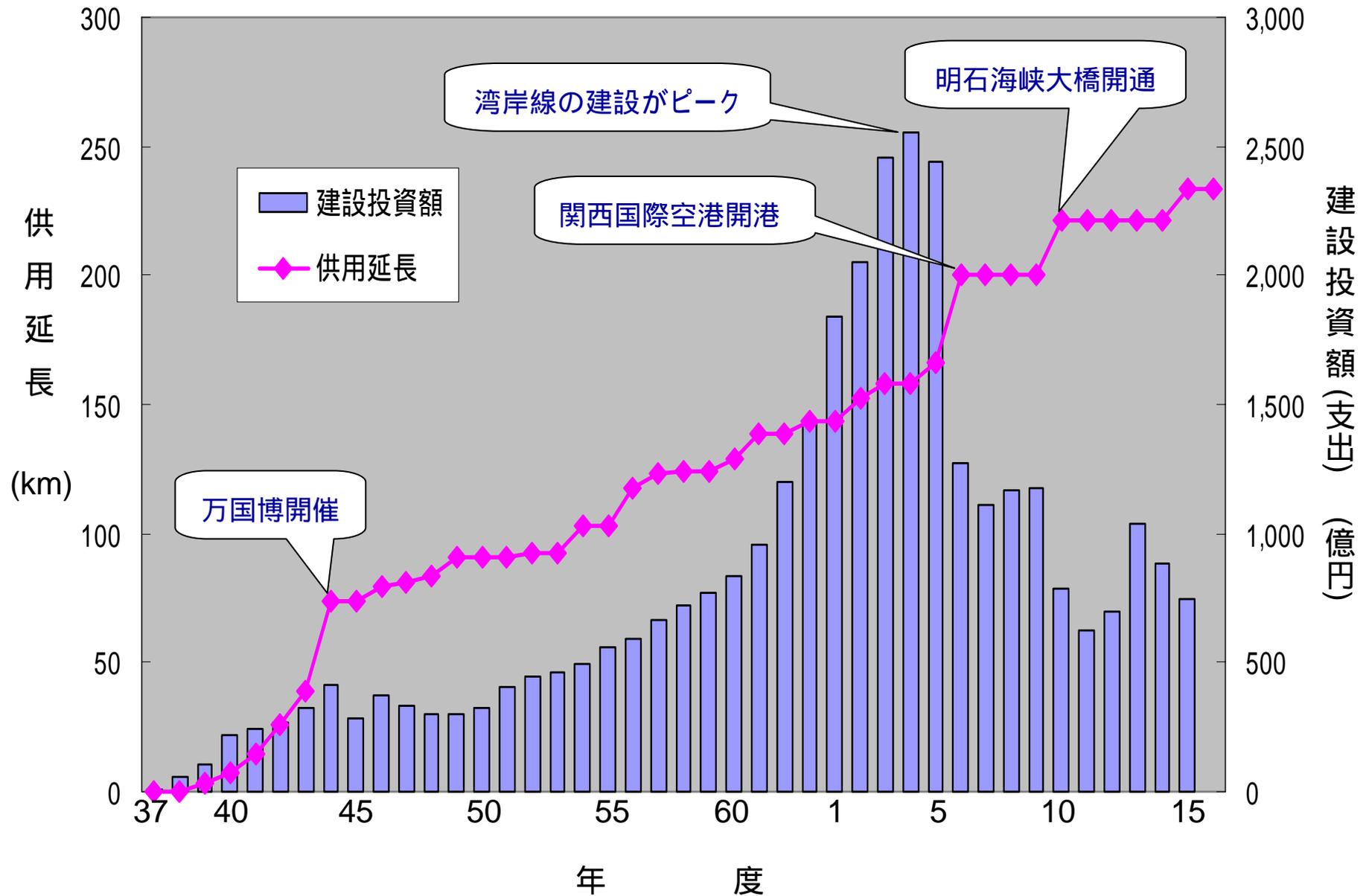
## 沿革・経緯

- 昭和37年 5月 阪神高速道路公団が設立
- 昭和39年 6月 土佐堀～湊町(2.3km)を供用(最初の供用区間)
- 昭和41年10月 京橋～柳原(3.3km)を供用(神戸地区で最初の供用区間)
- 昭和45年 3月 万博関連道路の供用が相次ぎ、延長が74kmに
- 昭和56年 6月 大阪神戸線が全通、大阪と神戸が阪神高速道路で直結
- 平成 5年 6月 阪神高速道路公団法が改正され、京都地域でも業務を開始
- 平成 6年 4月 関西空港へのアクセスである湾岸線六甲アイランド～りんくうJCT 55.8kmが全通
- 平成 7年 1月 阪神淡路大震災により落橋・倒壊を含む甚大な被害、翌年9月に全線復旧
- 平成10年 4月 明石海峡大橋関連道路として湾岸(垂水)線、北神戸線など18.6kmを供用

## 現 勢

- 供用延長 233.8km
- 通行台数 1日平均90.4万台(平成16年度)
- 資本金 5,758億円(平成16年度末)
- 職員数 役員 7名、職員 831名(平成17年度)
- 組織 本社(大阪市中央区)、出先機関 = 建設局・建設部(3)、管理部(3)、東京事務所

# 事業規模の推移



# 公団の経営状況



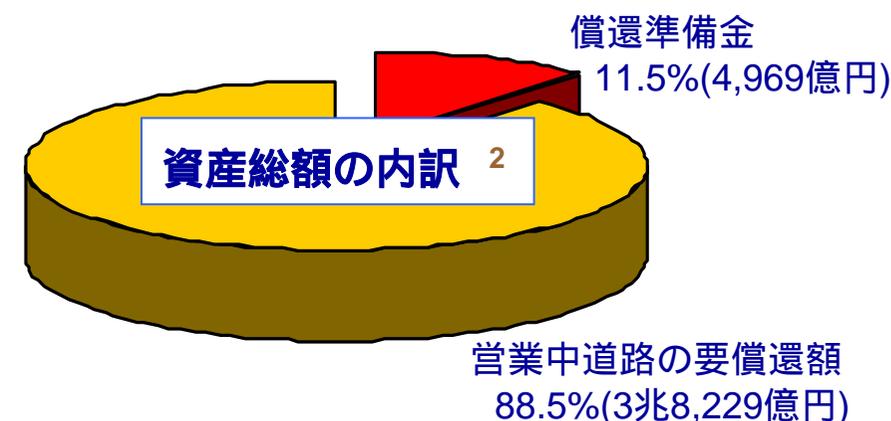
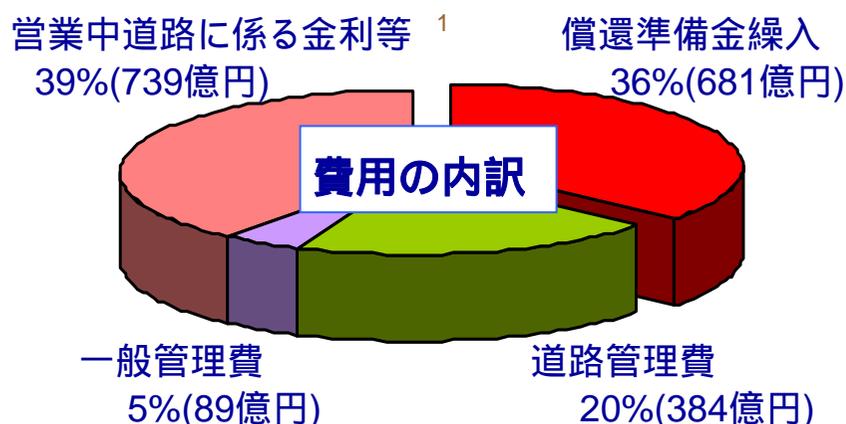
## 営業

収支状況(平成15年度)

収入 1,893億円  
収支率 64.0%

償還状況(平成15年度)

要償還額 3兆8,229億円  
償還率 11.5%



<sup>1</sup> 営業中道路の建設・改築に投下した借入金の利息等を計上している。

<sup>2</sup> 営業中の高速道路の建設・改築に投下した額の合計(4兆6,064億円)から償還を要しない資産見返補助金等(2,866億円)を控除した額について内訳を示している。

## 建設

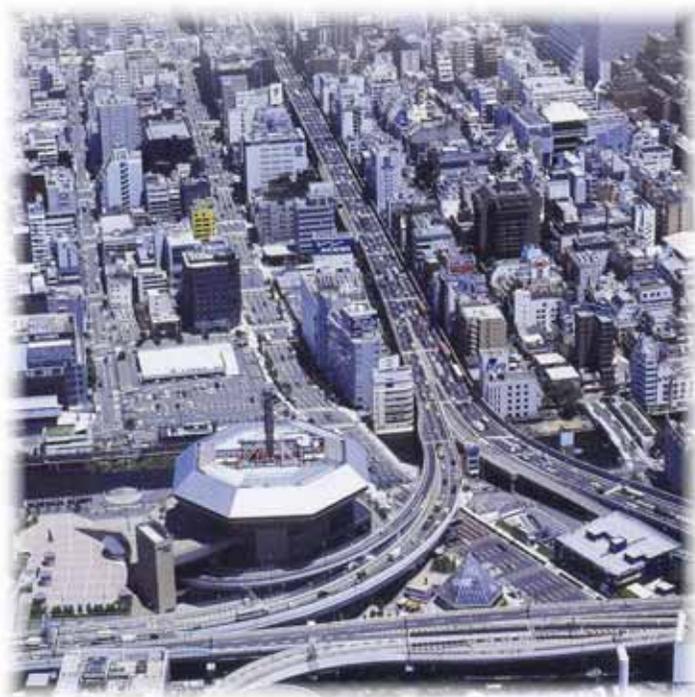
建設延長 21.8km

高速道路建設費 481億円(平成17年度年間予定額)

# 事業箇所図



## (2) 民営化会社の 経営方針



民営化会社の企業理念・  
経営方針

事業方針(案)

- ・高速道路事業
- ・関連事業

# 民営化会社の企業理念・経営方針



## 企業理念

### 先進の道路サービスへ

阪神高速は、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客様の満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献します。

## 経営方針

阪神高速は、お客さまや地域とのコミュニケーションを大切にします。

阪神高速は、公正で透明な経営を維持し、健全な発展を目指します。

阪神高速は、社会の期待に応えるため、迅速・的確・積極的に行動します。



### 阪神高速コーポレートマークについて

クロスする3つの楕円は、大阪・神戸・京都を中心とする関西のダイナミックネットワークを意味する。それらが描く無限軌道は、高速道路の快適な走行を象徴すると同時に、関西の限らない可能性と発展を表現。コーポレートカラーである「阪神ブルー」は、先進性・格調・洗練されたイメージを表している。

# 事業方針(案)



阪神高速道路は関西都市圏の社会経済活動を支える基盤施設である。会社はこれを良好に管理しつつ、利用促進に努め、機構の債務返済に必要な貸付料を支払っていくとともに、地域の期待に応えて、必要とされる高速道路の建設を機構との協定に従って着実に進めていく。

さらに、会社として独自に行える、高速道路に関連する資産やノウハウを活用した関連事業を積極的に展開する。

## 高速道路事業

### <現状と課題>

阪神淡路大震災の影響及びその後の地域経済の低迷等により交通量の伸び悩みが見られたが、ようやく回復基調に戻りつつある。

平成15年3月に策定したコスト削減計画に基づくコスト縮減や建設中路線の事業区分見直し<sup>1</sup>により、採算性の確保を図っている。

お客さまの負担の公平と路線の効率的利用を図るため、平成20年度を目途にETCを活用して対距離料金制に移行する。なお、本年4月における阪神高速道路のETC利用率は30.2%であり、さらなる普及促進に努めている(18年春に利用率85%を目標)。

ネットワークが未だ整備途上であり、渋滞、環境問題等の課題が多く残されている。

<sup>1</sup> 有料道路事業から一部区間を切り離し、当該区間を地方公共団体の街路事業等として実施すること。

# 事業方針(案)



## <今後の取り組み方針>

### コスト縮減を図りつつ適切な管理を実施

機構や警察とも連携しながら、高速道路上のお客さまの安全・快適な走行の確保に向け、的確な道路・交通管理を効率的に実施する。

路線ごとの交通量や交通特性に応じた管理、ETCの普及に伴う効率化、技術開発による管理の効率化、PDCAサイクル<sup>1</sup>の導入により、都市高速道路にふさわしい管理水準の確保を図りつつ管理コストの縮減目標(30%)<sup>2</sup>を維持する。

### 高速道路の利用促進

安全・円滑な交通の確保、渋滞対策の推進等お客さまや地域の期待に応える道路サービスの向上に努め、使いやすい高速道路を提供することにより利用促進を図る。

対距離料金制への円滑な移行のために、ETC車を対象とした料金施策の展開等により、ETCの普及を図る。

### 建設事業の着実な推進

国・地方公共団体との十分な調整・連携のもと、地域から期待されているネットワークの整備に向けて着実に事業を促進する。

設計及び施工の分野における新技術・新工法の導入や新たな発注手法の採用等により、品質確保を図りつつ目標としたコスト縮減を図るとともに、事業区分の見直しを含めて20%以上の事業費の削減を図る。

<sup>1</sup> 事業や業務の管理に一般に用いられる手法で、計画(P)、実行(D)、確認(C)、評価・修正(A)を繰り返すことにより、最適化を図ろうというもの。

<sup>2</sup> 平成14年度予算と比べた縮減割合を示す(その後に供用した路線に係るものを除く)。

# 事業方針(案)



## 関連事業

### <現状と課題>

PA事業は、財団法人が公団から道路区域を占有し、テナントに運営委託して経営している。お客さまの利用距離が比較的短く、PAの規模も小さいことから、厳しい経営環境にある。

高架下駐車場事業は、財団法人が公団から道路区域を占有して経営している。道路空間の有効活用に資するとともに、地域のニーズにも応えており、収益性は安定している。

### <今後の取り組み方針>

#### 既存事業の効率化と新事業の積極的導入

財団法人から移管した事業については、PAへのコンビニエンスストアの導入等により増収を図りつつ、いっそうの効率化を図り収益の拡大を目指す。

既存事業の利益を新事業に投入し、関連事業部門の業態の拡大を図る。

土地・建物の有効活用について、実現可能なものから事業化を図る。

これまで蓄積してきた技術ノウハウを活用して、橋梁メンテナンスの請負等を実施する。

ETC普及を図りつつ、車載器廉価販売を組み込んだETCクレジットカード事業を推進する。

表 財団法人が行っている事業の概要(平成15年度)

	規 模		収 益		
	箇所数 (箇所)	台数 (台)	収入 (億円)	費用 (億円)	税引前利益 (億円)
PA	有人 6 無人 9	802	1.5	2.4	0.9
高架下 駐車場	228	6,874	12.1	10.4	1.7

# 本州四国連絡橋公団の現状と 民営化会社の経営方針

---

# (1) 本州四国連絡橋公団の現状

---

# 本州四国連絡橋の沿革と概要

## 沿革

明治22年(1889)	香川県議会議員大久保謙之丞が本州と四国との間に橋を建設する構想を提唱
昭和30年(1955)	国鉄が本四連絡鉄道の調査開始 宇高連絡船「紫雲丸」事故(死者168人)
昭和34年(1959)	建設省が本四連絡道路の調査開始
昭和45年(1970)	<b>本州四国連絡橋公団設立(7月1日)</b>
昭和48年(1973)	3ルートに着工決定(10月)、石油ショックに伴い3ルートに着工延期(11月)
昭和63年(1988)	<b>児島・坂出ルート全線供用</b>
平成10年(1998)	<b>神戸・鳴門ルート全線供用(明石海峡大橋完成)</b>
平成11年(1999)	<b>尾道・今治ルート概成(新尾道大橋、多々羅大橋、来島海峡大橋完成)</b>
平成15年(2003)	本四債務負担軽減特措法成立(有利子負債約1兆3400億円を国に承継)
平成16年(2004)	道路関係四公団民営化関係四法成立

## 概要

資本金	10,855億円(平成16年度末)
供用延長	道路:172.9km 鉄道:32.4km
収入	道路料金収入等:751億円、鉄道施設利用料収入:11億円(平成17年度見込み)
役職員数	役員6名、職員410名
組織	本社(神戸市)、管理局(3)、管理事務所(6) 管理局は平成17年7月に廃止

# 本州四国連絡橋



明石海峡大橋(神戸淡路鳴門自動車道)



瀬戸大橋  
(瀬戸中央自動車道、JR瀬戸大橋線)



多々羅大橋(西瀬戸自動車道)

本州・四国間の輸送(平成14年度)

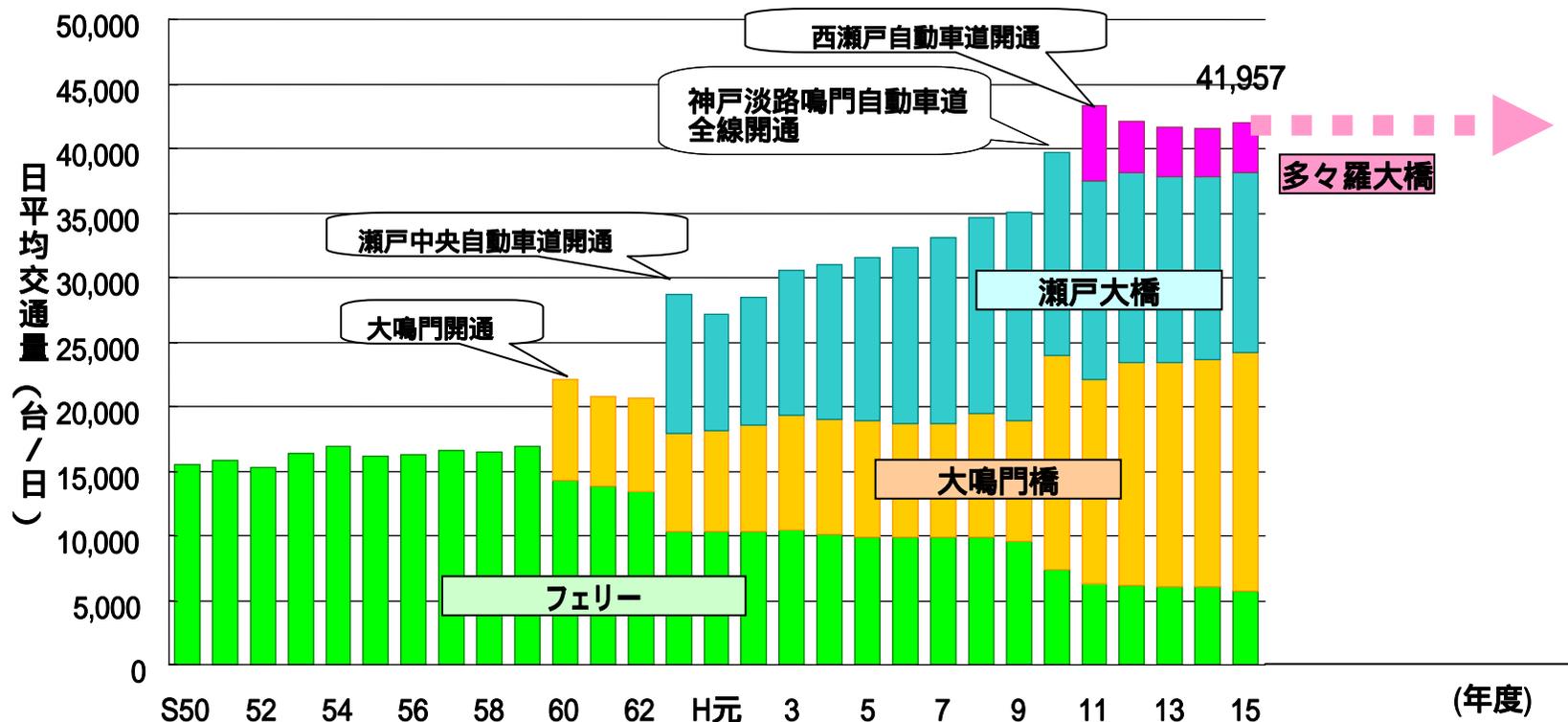
本州四国連絡橋(道路) 約2,830万人

本州四国連絡橋(鉄道) 約820万人

出典: 国土交通省 旅客地域流動調査

# 本州四国間の自動車交通量(県境断面)

架橋前(昭和59年度)と架橋後(平成15年度)を比較すると、2.5倍

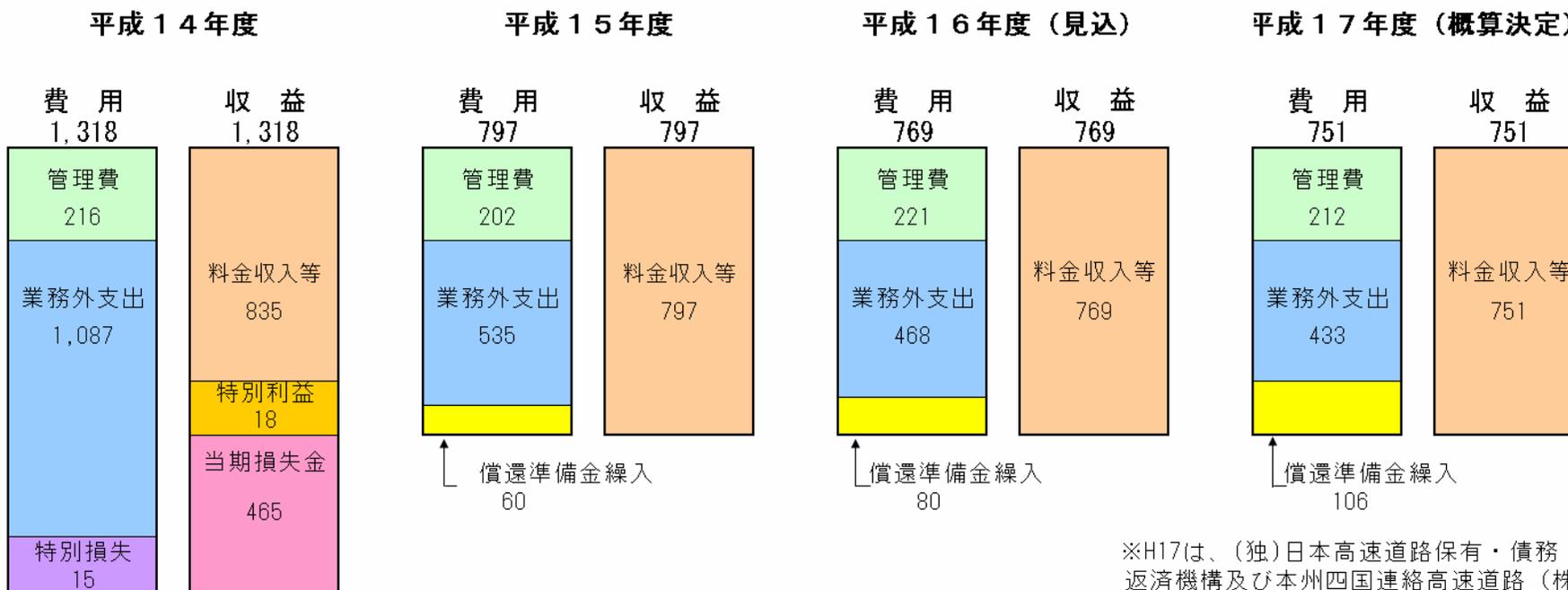


道路名	橋梁名	交通量(平成16年度)
神戸淡路鳴門自動車道	明石海峡大橋	24,006 台/日
	大鳴門橋	18,705 台/日
瀬戸中央自動車道	瀬戸大橋	13,910 台/日
西瀬戸自動車道	因島大橋	12,011 台/日
	多々羅大橋	3,921 台/日
	来島海峡大橋	5,919 台/日

# 財務状況(道路分)

平成15年度に60億円の償還準備金繰入(実質黒字化)

単位:億円



※H17は、(独)日本高速道路保有・債務返済機構及び本州四国連絡高速道路(株)を含んだ損益。

## 有利子債務残高

単位:億円

H14年度末	H15年度末	H16年度末 (見込)	H17年度末 (概算決定)
35,411	21,197	20,318	19,427

## (2) 経営方針

---

# 経営理念

---

## Bridge: Communication & Technology

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。

また、これまで培ってきた橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

1. お客様に安全、安心、快適に利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。
2. 200年以上の長期にわたり利用される橋をめざし、万全な維持管理に努めます。
3. 橋梁技術のフロントランナーとして、技術の継承・高度化を推進します。
4. 瀬戸内の美しい自然を大切にし、環境に配慮します。
5. 公正で効率的な運営により、経営の安定と成長をめざします。

# 基本方針

## 【道路事業】

安全・安心・快適な交通路として、200年先の23世紀においても確実に機能を果たすため、「予防保全」の手法を用いて、万全に維持管理を行います。

自主性と合理性を備えた経営手法により、計画的、効率的な事業運営を行います。

点検技術の高度化、補修技術の開発を進め、維持管理コストの低減を図ります。

## 参考データ（平成17年度、年間ベース）

料金収入等	751億円
管理費	212億円
業務外支出	433億円
償還準備金繰入	106億円

参考：ETC利用率

目標（平成18年春）70%（平成17年4月 42.2%）

## 【関連事業】

SA・PA事業は、お客様サービスの充実と収益の向上を図ります。

組織改編により空室となる管理局庁舎の賃貸や、高架下の有効利用など、関連事業の拡大を検討します。

これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用した国内外の技術支援や、風光明媚な瀬戸内の魅力、観光資源としての橋の魅力を生かした質の高いサービスを行います。

## 参考データ (平成17年度、年間ベース)

事業収入 10.6 億円



与島PA (瀬戸中央自動車道)

休憩所施設数	20箇所
サービスエリア(SA)	6箇所
パーキングエリア(PA)	14箇所

# 高速道路株式会社の設立日程(案)

# 高速道路株式会社の設立日程（案）

設立委員任命(5月30日)

第1回設立委員会(5月30日)

6社の設立委員会を合同で開催

(議事)

- ・ 高速道路株式会社の設立委員会規則の制定
- ・ 委員長の選出
- ・ 委員長代理の指名
- ・ 道路関係四公団の現状と民営化について
- ・ 公団の現状と民営化会社の経営方針
- ・ 設立日程
- ・ 設立費用

第2回設立委員会(7月)

6社の設立委員会を合同で開催

(議事)

- ・ 定款(案)について
- ・ 供用約款(案)について

第3回設立委員会(9月)

6社の設立委員会を合同で開催

(議事)

- ・ 定款(案)について
- ・ 供用約款(案)について
- ・ 創立総会に関する事項について

国土交通大臣による定款、供用約款の認可  
(9月)

創立総会、取締役会の開催(9月)

各会社ごとに開催

国土交通大臣による代表取締役等の認可  
(9月)

東日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

平成17年  
10月1日  
設立

〔同時に(独)日本高速道路保有・債務返済機構も設立〕

# 高速道路株式会社の設立費用(案)

## 東日本高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	3,536	2. 創立総会費	1,630 千円
1. 委員会費	1,906	委員手当・旅費	277
委員手当・旅費	764	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50	予備費	6,464

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一～七 (略)

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

## 首都高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	3,080	2. 創立総会費	1,499 千円
1. 委員会費	1,581	委員手当・旅費	146
委員手当・旅費	439	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50	予備費	6,920

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一~七 (略)

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

## 中日本高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	3,458	2. 創立総会費	1,588 千円
1. 委員会費	1,870	委員手当・旅費	235
委員手当・旅費	728	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50		
		予備費	6,542

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効カヲ有セズ

一~七 (略)

八 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

## 西日本高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	4,170	2. 創立総会費	1,661 千円
1. 委員会費	2,509	委員手当・旅費	308
委員手当・旅費	1,367	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50	予備費	5,830

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一~七 (略)

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

## 阪神高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	3,354	2. 創立総会費	1,504 千円
1. 委員会費	1,850	委員手当・旅費	151
委員手当・旅費	708	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50	予備費	6,646

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一~七 (略)

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

## 本州四国連絡高速道路株式会社設立費用(案)

区分	金額	区分	金額
総合計	10,000 千円		
設立事務関係	3,481	2. 創立総会費	1,569 千円
1. 委員会費	1,912	委員手当・旅費	216
委員手当・旅費	770	通信費	12
通信費	25	会場費	1,125
会場費	1,000	速記料	96
速記料	32	印刷費	70
印刷費	35	創立総会諸費	50
委員会諸費	50	予備費	6,519

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一~七 (略)

八 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ